給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

秋田県横手市雄物川町薄井字下船沼52番地１

再生債務者　柴田　成人

１　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月16日から平成28年５月24日まで

秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（再ロ）第３号

埼玉県入間市豊岡１丁目14番11号

再生債務者　大井　紀彦

１　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月13日から平成28年５月23日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再ロ）第２号

茨城県守谷市百合ケ丘１丁目4808番地の411

再生債務者　島添　晋二

１　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月17日から平成28年５月24日まで

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２８年（再ロ）第１０００６号

東京都日野市旭が丘２―32―22

再生債務者　中嶋　亮

１　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年５月６日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月20日から平成28年６月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号

福岡県行橋市大字大野井799番地１　インスパイア104号

再生債務者　加來　超紀

１　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年５月10日まで

４　一般異議申述期間　平成28年５月17日から平成28年５月24日まで

福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第２号

札幌市手稲区前田10条10丁目２番10号

再生債務者　田中　　優

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月８日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成28年５月10日まで

平成28年４月12日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１３号

さいたま市見沼区大和田町１丁目523番地25

再生債務者　萩野　義典

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月12日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１０号

千葉県市川市新浜１丁目１番11―504号（マンションニュー行徳第３）

再生債務者　飯高　泰則

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成28年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月11日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年３月 31 日

参議院共済組合代表者
参議院議長　山崎　正昭

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第２号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第27条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第28条第１項の表中「$\frac{4.12}{1,000}$」を「$\frac{4.08}{1,000}$」に、「$\frac{8.24}{1,000}$」を「$\frac{8.16}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

平成 28 年４月 20 日

公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

（退職）	理事	山根　徹夫

平成28年３月30日付け

（退職）	理事	橋本　幸夫
（退職）	監事	遠藤　亮平

以上平成28年３月31日付け

（就職）	理事	関　　裕行
（就職）	理事	高橋　伸也
（就職）	監事	瀧田　武彦

以上平成28年４月１日付け

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年四月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　茨城新聞

掲載の日付　平成二十七年六月二十六日

掲載頁　二十五頁

平成二十八年四月二十日

茨城県水戸市千波町二〇八四番地二

（甲）株式会社茨城放送

代表取締役　北島　重司

茨城県水戸市千波町二〇八四番地二茨城放送ビル三階

（乙）株式会社ＩＢＳ

代表取締役　北島　重司